

奈良県の土地の管理・利用の促進のための研修会

# 土地の適正な管理・利用に向けた 国の制度と奈良県の動き

主催：奈良県地域デザイン推進局県土利用政策課

空き地・空き家等、土地に関する問題が深刻化する中、国は所有者不明土地法の改正等を行い、支援措置を設けるなど、土地利用の円滑化を推進しています。

奈良県では、令和5年4月に「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の向上を図る条例」を施行しました。今後、実情に即した土地の管理と利用のあり方について県民、行政、事業者等の理解を促すとともに、土地所有者をはじめとする土地の管理・利用に関わるすべての主体がそれぞれの立場の役割を果たし、相互の協力の下、各種取組を推進していきたいと考えています。

本研修会は、土地等の管理・利用にかかる関係専門家の方を対象に、国の制度、奈良県の「土地管理・利用条例」等について情報共有を行い、今後の土地の管理・利用に向けた取組にあたっての一助となることを目的としています。

開催日

令和6年 **2/27** (火)

時間

**14:30～16:00**

参加費

無料

開催方法

オンライン(Zoom)

参加方法

事前申込制

## 主な講演内容

1. 空き地等の適正な利用・管理に関する国の制度について  
国土交通省近畿地方整備局

○**空き家と空き地の対策を一体的に進める国の取組について**  
空き家と空き地・低未利用地・所有者不明土地等対策の一体的推進における国の取組を、土地政策に関する国の基本的な方針や所有者不明土地法における土地の利活用・管理の制度を交えてご紹介します。

○**事業者の関わり方について**  
上記における補助金制度や事業者の方の関わり方についてご紹介します。

2. 土地の適正な管理・利用に関する奈良県の動き  
奈良県 県土利用政策課

○**奈良県の土地の管理・利用に関する条例等について**  
奈良県の「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の向上を図る条例」やそれに基づく新たな取組についてご紹介します。

WEB 参加申し込み/事前アンケートフォーム  
にアクセスし、必要事項をご記入の上お申し込みください。

申し込み期限：2/19 (月) 正午

URL ↓

<https://questant.jp/q/W91IC1M1>



↑二次元コード

【お問い合わせ先】 ■奈良県 地域デザイン推進局 県土利用政策課 土地政策係

TEL：0742-27-8484 FAX：0742-24-3461 メール：[kendosei@office.pref.nara.lg.jp](mailto:kendosei@office.pref.nara.lg.jp)